

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	技術研究組合の所得計算の特例の本則化 (国税8)(法人税:義)
2	要望の内容	技術研究組合が、賦課金をもって試験研究用資産を取得し、1円まで圧縮記帳をした場合には、減額した金額を損金に算入する制度について、法人税法本則上の措置とする。
3	担当部局	総務省 情報通信国際戦略局 技術政策課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和36年度 創設</p> <p>昭和55年度 適用期限設定 (昭和60年3月31日まで)</p> <p>昭和60年度 適用期限延長 (2年間)</p> <p>昭和62年度 適用期限延長 (2年間)</p> <p>平成元年度 適用期限延長 (2年間)</p> <p>平成3年度 適用期限延長 (2年間)</p> <p>平成5年度 適用期限延長 (2年間)</p> <p>平成7年度 適用期限延長 (2年間)</p> <p>平成9年度 適用期限延長 (2年間)</p> <p>平成11年度 適用期限延長 (2年間)</p> <p>平成13年度 適用期限延長 (2年間)</p> <p>平成15年度 適用期限延長 (2年間)</p> <p>平成17年度 適用期限延長 (2年間)</p> <p>平成19年度 適用期限延長 (2年間)</p> <p>平成21年度 適用期限延長 (2年間)</p> <p>[平成21年6月、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正]</p> <p>平成23年度 適用期限延長 (2年間)</p> <p>平成25年度 適用期限延長 (2年間)</p>
6	適用又は延長期間	法人税法本則上の恒久的な措置とする。
7	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>試験研究を協同して行う技術研究組合について、円滑な研究開発事業を実施するための環境を整備することを通じて、共同研究及び研究開発投資の促進を図ることにより、持続的な経済成長に寄与する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月閣議決定) 第Ⅱ. 3つのアクションプラン 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、産学官のオープンイノベーションの推進~などの取組を実施するとともに、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014(平成26年6月閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国 (3)新たに講ずべき具体的施策 「官民合わせた研究開発投資の目標(対 GDP 比4%以上)及び政府研究開発投資として目指す水準(対 GDP 比1%)が掲げられている日</p>

			<p>本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに(以下略)。企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。」</p> <p>○第4期科学技術基本計画(平成23～27年度)(平成23年8月閣議決定)</p> <p>5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革 (1)科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化 ②産学官の「知」のネットワーク強化 「科学技術によるイノベーションを促進するための「知」のネットワークの強化に向けて、産学官の連携を一層拡大するための取組を進める。」</p>																					
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【平成27年度概算要求における政策評価体系図】</p> <p>V. 情報通信(ICT政策)</p> <p>1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進</p>																					
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 技術研究組合について、他の法人形態との税制上のイコールフットイングを図り、これを通じて技術研究組合を利用した共同研究を促進すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 1組合当たり、事業費である研究開発費を増加させること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 技術研究組合の活用を通じて、共同研究及び研究開発投資の促進を図る。</p>																					
8	有効性等	① 適用数等	<p>前回要望時には、16件、211組合員(24年度)の適用を想定しており、実績は25年度にて14件、211組合員となっていることから、想定外に僅少ではない。また、化学、電機、石油・窯業、医薬品等、幅広い業種で適用されていることから、想定外に偏っていない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>FY21</th> <th>FY22</th> <th>FY23</th> <th>FY24</th> <th>FY25</th> <th>FY26 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組合数</td> <td>9</td> <td>15</td> <td>17</td> <td>8</td> <td>14</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>組合員数</td> <td>105</td> <td>167</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>211</td> <td>239</td> </tr> </tbody> </table> <p>・21年度及び22年度については、全組合についての経産省調査に基づき記載。 ・23年度及び24年度については、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。 ・25年度以降については、平成26年4月までに設立された全組合についての経産省調査及び平成26年度新設組合の見込みを基に算出。</p>	区分	FY21	FY22	FY23	FY24	FY25	FY26 (見込)	組合数	9	15	17	8	14	14	組合員数	105	167	-	-	211	239
区分	FY21	FY22	FY23	FY24	FY25	FY26 (見込)																		
組合数	9	15	17	8	14	14																		
組合員数	105	167	-	-	211	239																		
		② 減収額	<p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>FY21</th> <th>FY22</th> <th>FY23</th> <th>FY24</th> <th>FY25</th> <th>FY26 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,651</td> <td>1,961</td> <td>246</td> <td>264</td> <td>645</td> <td>463</td> </tr> </tbody> </table> <p>・21年度及び22年度については、全組合についての経産省調査に基づき記載。 ・23年度及び24年度については、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。 ・25年度以降については、平成26年4月までに設立された全組合についての経産省調査及び平成26年度新設組合の見込みを基に算出。</p>	FY21	FY22	FY23	FY24	FY25	FY26 (見込)	3,651	1,961	246	264	645	463									
FY21	FY22	FY23	FY24	FY25	FY26 (見込)																			
3,651	1,961	246	264	645	463																			

③ 効果・達成
目標の実
現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23~26年度)

技術研究組合について、他の法人形態との税制上のイコールフットイングを図り、これを通じた共同研究及び研究開発投資の促進により、持続的な経済成長に寄与。

《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23~26年度)

1組合当たりの事業費の伸び率は、平成24年度増加、平成25年度は微増、26年度は増加となっており、目標を達成。

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	H26 年度 (見込)
事業費(百万円)	30,562	36,118	36,449	49,780
組合数	55	55	55	59
1組合当たり 事業費	556	657	663	839
対前年度伸 び率		18.2%	0.9%	26.5

・平成26年4月までに設立された経済産業省所管の全組合についての経産省調査及び平成26年度新設組合の見込みを基に算出。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(平成23~26年度)

租税特別措置が延長されない場合、他の法人形態に比べて税制上不利な状況が発生することから、技術研究組合を活用した設備投資が減少し、あるいは、技術研究組合の新設件数が減少し、共同研究及び研究開発投資の促進に支障が生ずるおそれがある。

《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26~35年度)

○所得計算の特例による技術研究組合の設備投資の押し上げ効果を試算した場合、減税額の約 3.55 倍となる。

※H26 経産省アンケート調査における、経産省所管各組合の減税による押し上げ率を加重平均するなどして算出。

○技術研究組合の所得計算の特例の GDP 押し上げ額をマクロモデルにより試算すると、平成26年度の単年度の減税(463 百万円)により、技術研究組合の設備投資に関する効果(1,643 百万円)を通じ、10年間累計で約 65 億円の GDP 押し上げ効果が見込まれる。

※上記アンケート結果を元に、減税により押し上げられた設備投資の経済波及効果を試算。研究開発税制のGDP押し上げ効果を算出するものと同一の方法により試算。

○また、技術研究組合の過去の実績から、設備投資費と事業費の比率は、およそ 1:4.2 の関係となっていることから、平成26年度の単年度の減税(463 百万円)により、事業費に関し 6,900 百万円の効果が推計され、達成目標(技術研究組合を利用した共同研究等の促進)の実現に寄与していることから、税收減を是認する効果が認められる。

※経産省所管組合の H21-H25 の事業費、設備投資費合計から算出。

9	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>出資制の法人は、構成員からの拠出金(資本金)が損益と無関係であるために、圧縮記帳がなくても、課税関係が発生しない。</p> <p>他方、非出資性の法人は、構成員からの拠出金(賦課金)が益金算入されるために、圧縮記帳がないと課税関係が発生する。</p> <p>このため、技術研究組合と同様に非出資制の協同組合等については、租税特別措置ではなく法人税法本則(法人税法第46条)で、圧縮記帳が認められている。</p> <p>以上を踏まえ、技術研究組合と、非出資制の協同組合等や出資制法人との税制上のイコールフットイングを図る観点から圧縮記帳は必要。</p>																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">法人区分</th> <th colspan="3">課税計算</th> </tr> <tr> <th>収益 A (構成員からの拠出金)</th> <th>費用 B (固定資産の取得時)</th> <th>AとB差に係る課税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">非出資制</td> <td>特別法に基づく組合 技術研究組合</td> <td>賦課金 ↓ (益金算入)</td> <td>固定資産取得費 ↓ 圧縮記帳(→損金算入) [租特法 66 の 10]</td> <td>(損益相殺) ↓ 課税なし</td> </tr> <tr> <td>非出資制の協同組合等</td> <td>賦課金 ↓ (益金算入)</td> <td>固定資産取得費 ↓ 圧縮記帳(→損金算入) [法人税法 46]</td> <td>(損益相殺) ↓ 課税なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">出資制</td> <td>出資制の協同組合等</td> <td>資本金 ↓ (益金不算入)</td> <td>固定資産取得費 ↓ (損金不算入) ※減価償却資産は長期にわたって費用化</td> <td>(損益無関係) ↓ 課税なし</td> </tr> <tr> <td>株式会社</td> <td>資本金 ↓ (益金不算入)</td> <td>固定資産取得費 ↓ (損金不算入) ※減価償却資産は長期にわたって費用化</td> <td>(損益無関係) ↓ 課税なし</td> </tr> </tbody> </table>		法人区分		課税計算			収益 A (構成員からの拠出金)	費用 B (固定資産の取得時)	AとB差に係る課税	非出資制	特別法に基づく組合 技術研究組合	賦課金 ↓ (益金算入)	固定資産取得費 ↓ 圧縮記帳(→損金算入) [租特法 66 の 10]	(損益相殺) ↓ 課税なし	非出資制の協同組合等	賦課金 ↓ (益金算入)	固定資産取得費 ↓ 圧縮記帳(→損金算入) [法人税法 46]	(損益相殺) ↓ 課税なし	出資制	出資制の協同組合等	資本金 ↓ (益金不算入)	固定資産取得費 ↓ (損金不算入) ※減価償却資産は長期にわたって費用化	(損益無関係) ↓ 課税なし	株式会社	資本金 ↓ (益金不算入)	固定資産取得費 ↓ (損金不算入) ※減価償却資産は長期にわたって費用化	(損益無関係) ↓ 課税なし	<p>本措置は、制度創設後10年を越えているが、技術研究組合が他の法人形態との税制上のイコールフットイングの下で、組織として継続的な運営をしていく上で、必要な最小限の措置であり、引き続き存置させることが必要。</p>
		法人区分				課税計算																								
収益 A (構成員からの拠出金)	費用 B (固定資産の取得時)			AとB差に係る課税																										
非出資制	特別法に基づく組合 技術研究組合	賦課金 ↓ (益金算入)	固定資産取得費 ↓ 圧縮記帳(→損金算入) [租特法 66 の 10]	(損益相殺) ↓ 課税なし																										
	非出資制の協同組合等	賦課金 ↓ (益金算入)	固定資産取得費 ↓ 圧縮記帳(→損金算入) [法人税法 46]	(損益相殺) ↓ 課税なし																										
出資制	出資制の協同組合等	資本金 ↓ (益金不算入)	固定資産取得費 ↓ (損金不算入) ※減価償却資産は長期にわたって費用化	(損益無関係) ↓ 課税なし																										
	株式会社	資本金 ↓ (益金不算入)	固定資産取得費 ↓ (損金不算入) ※減価償却資産は長期にわたって費用化	(損益無関係) ↓ 課税なし																										
②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし。																												
③	地方公共団体が協力する相当性	—																												
10	有識者の見解	—																												
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年8月																												